

運 営 規 程

社会福祉法人 養浩会

特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所

由結の里

目 次

(事業の目的)	1
(運営の方針)	1
(事業所の名称)	1
(職員の職種、員数及び職務内容)	1
(営業日及び営業時間、サービスの提供)	2
(指定計画相談支援等の内容及び利用者から 受領する費用等について)	2
(利用者負担額等に係る管理)	2
(通常の事業の実施地域)	3
(契約時の文書の交付)	3
(個人情報の保護)	3
(苦情解決)	3
(事故発生時の対応)	4
(虐待防止のための措置)	4
(業務継続計画の策定等)	4
(その他の運営についての留意事項)	4

特定相談支援事業・障害児相談支援事業「由結の里」

運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人養浩会が開設する相談支援事業所 由結の里（以下「事業所」という。）において実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「従業者」という。）が、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、適正な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）を行うことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業にあたっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。
- 2 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者等の意思・人格を尊重し、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。
 - 4 事業所は、自らその提供する指定計画相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 相談支援事業所 由結の里
- 二 所在地 鹿児島県肝属郡錦江町神川 1619 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管 理 者 1名（兼務）
管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、特定相談支援事業等の実施に関し、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 相談支援専門員 1名（常勤）
相談支援専門員は、利用者等からの基本的な相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を担当する。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日～金曜日（但し、祝祭日と12/31～1/3を除く）
- 二 営業時間 午前9時00分～午後5時00分までとする。
- 三 サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。
- 四 サービス提供時間 午前9時00分～午後5時00分までとする

(指定計画相談支援等の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

基本相談支援

計画相談支援

障害児相談支援

- 一 サービス利用支援（サービス等利用計画の作成等）
- 二 継続サービス利用支援（モニタリング等）
- 2 法定代理受領の手続きによらない利用者に対し、指定計画相談支援等を提供した際は、法第51条の17第2項の規定により算定された計画相談支援給付費及び児童福祉法第24条の26第2項の規定により算定された障害児相談支援給付費の額の支払いを受けるものとする。また、第2項の費用の支払いを受けた場合にはサービス提供証明書を利用者等に対し交付するものとする。
- 3 第8条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援等を行う場合には、それに要した交通費は通常の事業実施地域を超えた時点から、次の額を徴収する。
 - 一 片道1キロメートル 50円
 - 二 交通機関を使用した場合は、全額実費負担とする。
- 4 第1項から第3項の費用の額に係る相談支援の提供にあたっては、あらかじめ利用者等に対し当該相談支援等の内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けけるものとする。
- 5 第1項から第3項の費用の支払いを受けた場合には、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第7条 事業者は、指定計画相談支援等を提供している計画作成対象障害者等が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第29条第3号に掲げる額（若しくは児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額）の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、当該事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、計画作成対象障害者等及び当該計画作成対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鹿児島県内全域とする。

(契約時の文書の交付)

第9条 利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務体制、その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

- 2 契約締結に際しては、提供する指定計画相談支援等の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 従業者は正当な理由なくその業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。
- 4 事業者は他のサービス事業者等に対し、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文章により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した指定計画相談支援等又はサービス利用計画に位置付けた障害福祉サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 事業者は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第10条第1項又は児童福祉法第24条の34第1項の規定、法第11条第2項又は児童福祉法第57条の3の3第3項、法51条の27第2項及び児童福祉法57の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書、その他の物件の提供、若しくは提供の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第12条 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、都道府県及び市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止のための措置)

- 第13条 事業所は、利用者等の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じると共に、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市町村へ報告する。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する計画相談の提供を継続的に実施するために及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営についての留意事項)

- 第15条 事業所は、従業者の質的向上を図る為、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 一 採用時研修採用後6ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、指定計画相談支援等を提供した日より5年間保存する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人養浩会と事業所の管理者との協議について定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成29年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和 7年 6月 1日から施行する。
- この規程は、令和 7年10月 1日から施行する。